

賀茂広域 消費生活センター

困った、不安と思ったら、
すぐ、相談

電話：消費生活相談 0558 - 24 - 2299
県民相談 0558 - 24 - 2199

平日 午前9時～12時、午後1時～3時 ※土日、祝日及び年末年始は受け付けておりません。
※土日、祝日の消費生活相談は局番なしの188におかけください。国民生活センターにつながります。

Q 相談するタイミングがわかりません。
まだ、トラブルにはなっていませんが、相談してもよいですか？

A 実際にトラブルにあってなくても、消費生活に関する疑問や問合せなど、お気軽にご相談ください。契約をするときに、不安や迷いがあるときは、まずは相談を！

Q 相談は、誰でもできますか？

A 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町に、在住・在勤・在学の方なら、どなたでもご相談できます。
(必要な場合には、無料の弁護士相談も受けることができます)

消費生活相談

- ・通信販売トラブル
- ・マルチ商法
- ・架空請求
- ・製品事故

困ったな、どうしよう



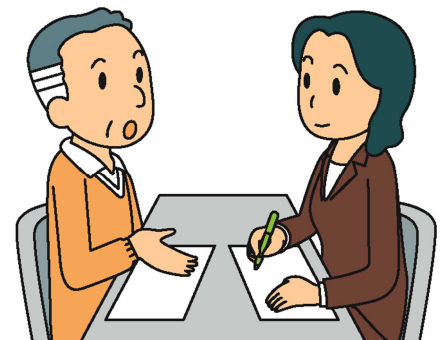
法律・身の上相談等

- ・金銭トラブル
- ・相続
- ・近所とのトラブル
- ・行政相談

専門の相談員が、電話や面談で、契約トラブルや製品事故の苦情などの消費生活に関する相談や、相続・離婚などの法律・身の上相談、行政相談に応じます。

- ◆相談は無料です
- ◆相談の秘密は守られます
- ◆相談員が、親身になって相談を受けます

一人で悩まないでお気軽に相談してください。



イラストは、消費者庁イラスト集より

困ったこと、不安に思ったことをお気軽にご相談ください

賀茂広域消費生活センター

消費生活相談	電話 0558-24-2299 平日 午前9時～12時、午後1時～3時 ※土日、祝日及び年末年始を除く
	局番なし 188 平日 午前9時～12時、午後1時～3時 ※土日、祝日の午前10時～午後4時は国民生活センターにつながります
県民相談	電話 0558-24-2199 平日 午前9時～12時、午後1時～3時 ※土日、祝日及び年末年始を除く
	【無料弁護士相談】 ※要予約（上記県民相談の電話番号へ） 下記日程により、弁護士による相談（1回30分間）を受け付けます。 ◆令和3年度の開催日程

◆令和3年度の開催日程

4月	5月	6月	7月	8月	9月
19日(月)	17日(月)	7日(月) 21日(月)	20日(火)	16日(月)	21日(火)
10月	11月	12月	1月	2月	3月
18日(月)	15日(月)	6日(月) 20日(月)	17日(月)	21日(月)	22日(火)

◆所在地・アクセス

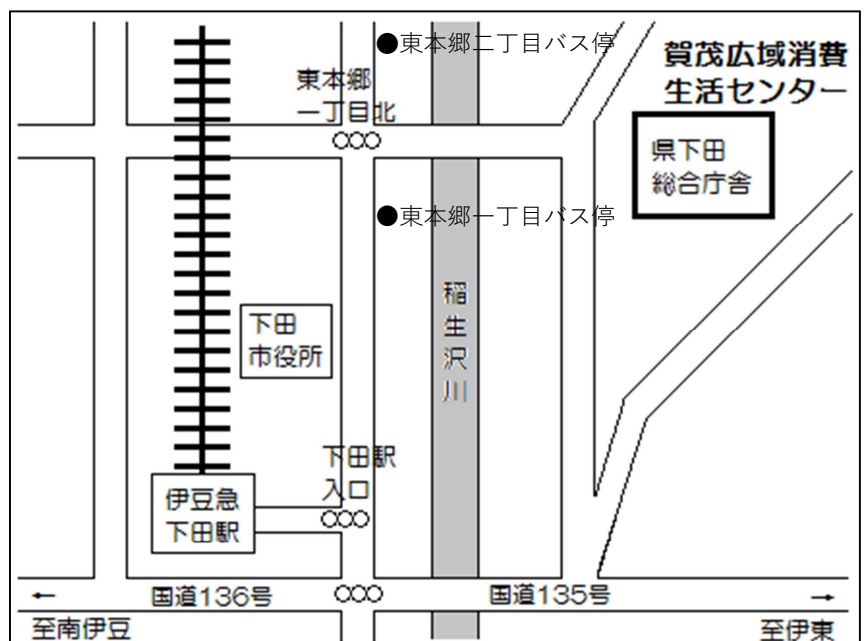
〒415-0016

下田市中 531-1

県下田総合庁舎 6階

※ 伊豆急下田駅から徒歩15分

※ 東本郷二丁目バス停又は東本郷一丁目バス停から徒歩8分



<発行> 下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町・静岡県（賀茂広域消費生活センター電話 0558-24-2206）